

## ○山元町有料広告掲載の取扱いに関する要綱 平成 27 年 3 月 26 日訓令第 2 号

(目的)

**第1条** この要綱は、町有財産への民間企業等の広告の掲載を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、町の新たな財源を確保し、もって、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもののうち掲載等が可能なもの

ア 町発行の広報等印刷物

イ 町の公式ホームページ

ウ 町有財産

エ その他広告媒体として活用できる町有財産で町長が別に定めるもの

(2) 所管課 広告媒体を管理する課等

(広告掲載等の基準等)

**第3条** 掲載等をする広告は、本町の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はおそれのあるもの

(2) 法令の規定に違反するおそれのあるもの

(3) 政治活動及び宗教活動に係るもの

(4) 社会問題、意見広告及び売名的個人の宣伝に係るもの

(5) 町税等の滞納のある者の宣伝に係るもの

(6) その他掲載することが適当でないと町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

**第4条** 所管課は、広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、町有財産の用途又は目的を妨げない範囲において、広告媒体の性質に応じあらかじめ次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告媒体の種類

(2) 広告の規格、掲載枠数、掲載位置及び掲載期間

(3) 広告掲載料

(4) 前3号に掲げるもののほか、広告掲載等に関し必要な事項

2 所管課は、前項の事項を定めようとするときは、第13条に規定する山元町広告審査委員会の審査を経なければならない。

(広告募集方法等)

**第5条** 広告の募集は、原則として広報及びホームページにより行うものとする。

2 広告の募集及び原稿等の作成を円滑に進めるため、民間業者等にこの業務を委託することができる。

(広告掲載の申込み)

**第6条** 広告の掲載を希望する者(以下「広告主」という。)は、山元町広告掲載申込書(様式第1号)に広告案を添えて、町長に提出しなければならない。

(広告掲載の審査及び決定)

**第7条** 町長は、前条の規定に基づく申込みを受理したときは、第13条に規定する山元町広告審査委員会の審査を経て当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の審査に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を山元町広告掲載決定通知書(様式第2号)により広告主に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定に基づく通知をするに当たり、広告主に対して掲載希望広告に関する条件を付することができる。

4 町長は、広告掲載の申込件数が広告の募集件数を超える場合は、次の各号に定める優先順位により広告掲載の可否を決定するものとする。

(1) 公共性の高い広告

(2) 町の区域内に事業所等を有する広告主の広告

(3) 前号に該当しない広告主の広告

5 町長は、前項の規定に基づき掲載の可否を決定しても、なお掲載申込件数が広告の募集件数を超える場合は、入札その他広告媒体に適した方法により広告掲載の可否を決定するものとする。

6 広告掲載の申込件数が募集件数に満たない場合は、個別に広告を募集することができる。

(広告掲載料の納付)

**第8条** 広告掲載決定の通知を受けた広告主は、町長の指定する期日までに、広告掲載料を一括して納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載決定の取消し)

**第9条** 町長は、第7条第1項の規定に基づく広告掲載決定の通知後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該決定を取り消し、山元町広告掲載決定取消通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。

(1) 広告主が、町長の指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告主から、広告掲載の申込みの取消しがあったとき。

(3) 町長が、町の行政運営上支障があると認めるとき。

2 広告主は、前項の決定の取消しの結果、広告主に損害が生じても補償等を町に請求できないものとする。

(広告掲載料の還付)

**第 10 条** 広告主が既に納付した広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告を掲載できなかったときはこの限りでない。

(広告主の責任)

**第 11 条** 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、印刷物及び町の公式ホームページ以外の広告媒体への広告掲載期間が終了したときは、所管課の指示に従い広告を撤去するとともに、広告媒体の原状を回復しなければならない。

3 広告及び広告原稿等作成に要する費用並びに広告の取付け及び撤去に関する費用は、広告主の負担とする。

4 広告主は、印刷物以外の広告媒体に掲載された広告の不適切な管理により、町及び第三者へ損害を及ぼすことがないように努めなければならない。

5 広告主は、掲載後その責に帰すべき理由により、町に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(広告掲載に係る事務)

**第 12 条** 所管課は、広告掲載に係る事務を処理するものとする。

(広告審査委員会)

**第 13 条** 広告の掲載に関し次に掲げる事項の協議等を行うため、山元町広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(1) 第3条に規定する広告掲載等の基準等に関すること。

(2) 第4条に規定する広告の規格等に関すること。

(3) 第7条に規定する広告案の審査に関すること。

(4) その他広告掲載に関すること。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、[別表](#)に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員を追加することができる。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(審査会の会議等)

**第 14 条** 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、広告媒体及び審査する広告の内容に関する事項を所管する課等の長又は関係者を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

5 委員長が認めるときは、持ち回り審査により審議させることができる。

(庶務)

**第 15 条** 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(物品による受入れ)

**第 16 条** 町長は、広告の掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れることができる。

2 前項の規定による、物品の受入れについては、この要綱に定める広告掲載の取り扱いに関する規定を準用する。

(委任)

**第 17 条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 13 条関係)

委員長	副町長
副委員長	教育長
委員	総務課長 企画財政課長 税務納税課長 町民生活課長 産業振興課長 まちづくり整備課長 上下水道事業所長 生涯学習課長